

告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項		変更前	変更後
	開設者名	名称		
みくに中央クリニク	医療法人春明会	医療法人春明会みくに	中央クリニク	みくに中央クリニク
みくに病院	医療法人春明会みくに病院	みくに病院		
医療法人社団泰進会戸田ファースト歯科	医療法人春明会	医療法人社団春明会	戸田市中町一―二八―二四	戸田市中町一―一〇―九
ウエルシア薬局熊谷箱田店	熊谷市箱田七―一六一―一〇	熊谷市箱田七―八―三一		
サークル薬局新白岡西口店	白岡市野牛一―一〇―九	白岡市新白岡七―一五―七		
One step 訪問看護リハビリステーション	入間市下藤沢四五六一―築地サンハイツ一〇三一	入間市下藤沢七六三一―ブランシェール一号室		
よつば訪問看護リハビリステーション	蓮田市東五―八―六一 松島屋ビル三F	蓮田市馬込二一六三		